

○高橋紀博委員長 それでは、ただいまより、民生常任委員会を開会いたします。

本日の会議に、金谷委員から欠席する旨の届出があります。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、令和5年第4回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第2号、議案第3号、議案第6号、議案第8号、議案第11号、議案第14号、議案第17号及び議案第20号の以上8件につきまして、理事者から説明願います。

○稲田税務部長 議案第2号、令和5年度旭川市一般会計補正予算のうち、税務部所管に係る事項につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の19ページを御覧ください。2款2項2目賦課徴収費のうち、説明欄に記載の管理事務費から徴収事務費までの4事業でございますが、これらはいずれも会計年度任用職員の給与改定に伴うもので、報酬、給料、期末手当にかかる費用として、それぞれ記載の額を補正しようとするものでございます。

また、その下のふるさと納税推進費でございますが、こちらは、本年度のふるさと納税の寄附実績が当初見込みを上回り、返礼品の調達費用や配送料、ポータルサイトの利用料等の経費に不足が生じることが見込まれますこと、その他、会計年度任用職員の給与改定に伴い、3億2千355万7千円を補正するものでございます。

続きまして、債務負担行為の追加でございます。補正予算書戻りまして4ページを御覧ください。第3表、債務負担行為補正（追加分）の軽自動車税種別割納税通知書印字及び封入封かん業務委託料と、その下にございます、市民税・道民税・森林環境税納税通知書等作成及び封入封かん業務委託料の2件でございます。これらはいずれも令和6年度の当初課税に向け、軽自動車税種別割、または、市・道民税及び森林環境税に関し、納税通知書の作成や封入封緘等の業務を一括して委託するもので、業務委託の期間が令和6年1月から翌年度にわたる契約となるため、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○林市民生活部長 議案第2号、令和5年度旭川市一般会計補正予算のうち、市民生活部所管分につきまして御説明いたします。

補正予算のうち、給与改定に関するもののみの事業につきましては、補正予算書18ページから25ページにかけてお示ししているもののうち、17事業639万円となっております。財源ですが、国庫支出金が77万円、道支出金が4千円、一般財源が561万6千円となっております。

次に、補正予算書の19ページにお示ししております。2款3項1目戸籍住民基本台帳費の市民課DX推進費であります。給与改定に関するものが454万1千円となっているほか、いわゆるデジタル手続法の一部改正に伴いまして、令和6年度から国外転出後もマイナンバーカード公的個人認証を利用できるようにするため、住民基本台帳ネットワークシステムの改修費用として407万円、合計861万1千円を追加しようとするものであります。財源ですが、国庫支出金が454万1千円、一般財源が407万円となっております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○金澤福祉保険部長 本定例会に提案しております福祉保険部所管の補正予算について、順次御説明申し上げます。

まず初めに、議案第2号、令和5年度旭川市一般会計補正予算でございます。補正の理由が給与改定及び昇給抑制の一部回復措置に伴うものみの事業につきましては、事業ごとの説明は省略させていただきますが、補正予算書の20ページから23ページにかけて、20事業で合計1千472万8千円を補正します。財源は、国庫支出金が122万5千円、道支出金が24万6千円、繰入金金が6万2千円、一般財源が1千319万5千円でございます。

次に、それ以外の事業についてでございます。補正予算書の20ページを御覧ください。3款1項1目社会福祉総務費の指導監査事務費につきましては、令和6年度の介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の改定に伴う各システムの改修及び給与改定によるもので、567万2千円を補正します。財源は、国庫支出金が226万4千円、一般財源が340万8千円です。

次に、3款1項2目障害者福祉費の上から2つ目の、特別障害者手当等給付費につきましては、特別障害者手当等の単価の増額改定に伴い、392万3千円を補正します。財源は、国庫支出金が294万2千円、一般財源が98万1千円です。

次に、上から3つ目の障害者自立支援給付費につきましては、令和6年度の障害福祉サービス等報酬の改定に伴うシステムの改修及び給与改定によるもので、217万1千円を補正します。財源は、国庫支出金が57万7千円、一般財源が159万4千円です。

次に、上から6つ目の障害福祉サービス等ICT活用推進費につきましては、障害者支援施設等に対し、ロボット等導入経費を助成するため、69万5千円を補正します。財源は、国庫支出金が46万3千円、一般財源が23万2千円です。

次に、1番下の障害福祉サービス等継続支援費につきましては、令和4年度に、障害福祉サービス事業所等において、新型コロナウイルス感染症のクラスター対応等に要したかかり増し経費及び今後事業所等において、クラスターが発生した場合におけるかかり増し経費を助成するため、9千750万円を補正します。財源は、国庫支出金が6千500万円、一般財源が3千250万円です。

次に、21ページになりますが、5目国民健康保険費の国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、産前産後期間の保険料免除措置及び給与改定等に伴うもので、合わせて904万9千円を補正します。財源は、国庫支出金が96万6千円、道支出金が48万3千円、諸収入が27万8千円、一般財源が732万2千円です。

続きまして、議案第3号、令和5年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算でございますが、補正予算書の37ページを御覧ください。1款1項1目の管理事務費につきましては、産前産後期間の保険料免除措置及び給与改定等に伴うもので、合わせて1千839万2千円を補正します。財源は、道支出金が1千430万円、繰入金金が409万2千円です。

1款2項1目の保険料賦課徴収費から6款2項1目の特定健康診査等事業費までの4事業は、全て給与改定等に伴うもので、合計469万9千円を補正します。財源は、道支出金が167万5千円、繰入金金が302万4千円です。

次に、債務負担行為でございます。補正予算書の6ページを御覧ください。国民健康保険料納入通知書等作成及び封入封かん業務委託料についてでございます。国民健康保険料の令和6年度賦課分の納入通知書等の作成と封入封緘を一括して委託するため、令和6年1月までに契約を締結する

必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、議案第6号、令和5年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算でございます。補正予算書の49ページから51ページにかけて、給与改定等に伴うもののみの事業は12事業で、合計で953万7千円を補正します。財源は、国庫支出金が58万9千円、道支出金が28万4千円、繰入金金が840万6千円、支払基金交付金が25万8千円です。

次に、補正予算書の51ページを御覧ください。6款1項3目の償還金につきましては、前年度に交付を受けた国庫支出金と道支出金の精算に伴う償還金として、1億6千32万6千円を補正します。財源は、全額が繰入金です。

続きまして、議案第8号、令和5年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算でございますが、補正予算書の57ページを御覧ください。全て給与改定等に伴うもので、2事業で合計222万3千円を補正します。財源は、全額が繰入金です。

以上、よろしくお願いいたします。

○向井保健所地域保健担当部長 議案第2号、令和5年度旭川市一般会計補正予算のうち、保健所所管分につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書第7号の23ページを御覧ください。補正の理由が給与改定のみの事業につきまして事業ごとの御説明を省略させていただきますが、4款1項1目の上から7つ目にあります栄養改善推進費から、24ページの1番上にあります3目、動物愛護センター管理費までのうち、14事業で合計330万4千円を補正しようとするものでございます。財源につきましては、道支出金が9万8千円、一般財源が320万6千円となっております。

次に、それ以外の事業について御説明をさせていただきます。23ページに戻っていただきまして、4款1項2目の上から6つ目にあります新型コロナウイルス感染症対策費についてでございます。本事業は5類感染症への移行後も、継続している受診・健康相談窓口を1月以降も継続するため、5千549万7千円を補正するとともに、給与改定分82万4千円を合わせて合計5千632万1千円を補正しようとするものでございます。財源につきましては、国庫支出金が4万6千円、道支出金が5千611万8千円、一般財源が15万7千円となっております。

次に、その1つ下になります発熱外来体制構築費についてでございます。本事業は5類移行後も継続していた医療機関等に対する医療用ガウンなど個人用防護具の支援につきまして、10月に事業が完了したことから、401万8千円を減額補正しようとするものでございます。

次に、1つ下になります。新型コロナウイルスワクチン接種事業費についてでございます。本事業は国の予防接種健康被害救済制度において、認定を受けた者に対する給付費用として、12万7千円を補正するとともに、給与改定分211万円と合わせて、合計223万7千円を補正しようとするものでございます。財源につきましては、国庫支出金が211万円、道支出金が12万7千円となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○富岡環境部長 議案第2号、令和5年度旭川市一般会計補正予算のうち、環境部所管分について御説明いたします。

お手元の一般会計補正予算書24ページ中段を御覧ください。4款2項1目のじん芥処理費につきまして、人事院勧告を踏まえた給与改定に伴う会計年度任用職員の給与等の増で434万円、価

格高騰による近文リサイクルプラザ及び近文清掃工場における光熱費の増で379万7千円、合計813万7千円を補正しようとするものでございます。財源は、全額一般財源となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○木村市立旭川病院事務局長 令和5年第4回定例会に提出する議案のうち、市立旭川病院所管分につきまして、順次御説明を申し上げます。

最初に、議案第11号、令和5年度旭川市病院事業会計補正予算につきまして、補正予算書に基づき御説明いたします。

補正予算書78ページをお開きください。今回の補正予算につきましては、給与改定及び昇給抑制の回復等に伴う給与費の増額のほか、債務負担行為の追加を行おうとするものでございます。実施計画の収益的収入及び支出でお示ししておりますとおり、下段の支出の部、1款病院事業費用、1項本院医業費用、1目給与費で1億8千261万6千円を増額し、その財源といたしまして、上段の収入の部、1款病院事業収益、3項本院医業外収益、3目一般会計補助金で316万円、4項一般会計負担金、1目本院で1千957万3千円をそれぞれ追加しようとするものでございます。

また、債務負担行為につきましては、83ページの債務負担行為に関する調書にお示しをしておりますとおり、令和6年4月1日を始期とする夜間看護補助業務委託料及びドクターズクラーク業務委託料につきまして、期間及び限度額の設定を行おうとするものでございます。

次に、条例改正2件につきまして、こちらは議案書により御説明を申し上げます。

まず、議案第14号の旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、企業職員の給料月額を国家公務員に準じて改定するとともに、昇給抑制を行っている管理職及び医師に対しまして、抑制号給の全てを回復させようとするものでございます。

また、議案第17号、旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、一般職の職員の期末勤勉手当の支給率に鑑み、公営企業の管理者の期末手当の支給率を改定するとともに、令和5年度と6年度以降の期末手当の支給割合をそれぞれ改正及び回復しようとするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○松本福祉保険部保険制度担当部長 議案第20号、旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。本案は、国民健康保険法の一部改正等に伴い、令和6年1月以後における国民健康保険被保険者の出産において、産前産後期間に関わる保険料を減額しようとするものでございます。対象となる産前産後期間は、出産予定日または出産日の属する月の前月から出産予定月の翌々月までの4か月分を、また、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日の属する月の3月前から出産予定月の翌々月までの6か月分とし、出産した被保険者に関わる保険料の所得割額及び均等割額を免除しようとするものでございます。

施行日につきましては、令和6年1月1日としております。

以上、よろしくお願いいたします。

○高橋紀博委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思っております。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。

まず、【仮称】第5期旭川市地域福祉計画・旭川市社会福祉協議会第7期地域福祉活動計画骨子（案）に対する意見提出手続の結果について、第7期旭川市障がい福祉計画・第3期旭川市障がい児福祉計画（素案）に対する意見提出手続の実施について、福祉タクシー利用料金等助成事業の見直し案に対する意見提出手続の結果について、身体障害者手帳情報とマイナンバーのひも付け誤りについての以上4件につきまして、理事者から報告願います。

○金澤福祉保険部長 初めに、【仮称】第5期旭川市地域福祉計画・旭川市社会福祉協議会第7期地域福祉活動計画骨子（案）に対する意見提出手続の結果につきまして、御報告いたします。お手元の資料を御覧願います。

本件につきましては、本年9月7日の本常任委員会において、意見提出手続を実施する旨を御報告しておりましたが、9月20日から10月20日までの間に、個人2名、1団体から5件の御意見をいただいたところでございます。意見の概要につきましては、ボランティアや地域福祉の担い手の確保等のため、有償化や負担軽減の必要性、制度のはざまに困っている人に向けて、情報や意見交換など、緩やかにつながれる多様な機会の必要性など、いずれも今後の計画策定の検討や、事業の参考とさせていただくべき内容であり、骨子案の修正を必要とするものではございませんでした。

今後の予定といたしましては、計画骨子を確定した上で、今回いただいた意見も踏まえながら、計画骨子に内容を肉づけする形で、策定作業を進め、附属機関等での審議を経て、来年3月下旬を目途に決定したいと考えております。

次に、第7期旭川市障がい福祉計画・第3期旭川市障がい児福祉計画（素案）に対する意見提出手続の実施につきまして、御報告申し上げます。

本計画につきましては、現行の第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の計画期間が令和5年度までとなっていることから、全ての障害福祉サービス事業所に対してアンケート調査を実施するとともに、旭川市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会での審議、障害関係団体との意見交換など、障害者福祉に関わる方々の御意見をお聞きしながら、素案の策定を進めてきたところでございます。

まずは、素案の内容につきまして、お手元の資料に沿って御説明いたします。資料の2枚目、第7期旭川市障がい福祉計画・第3期旭川市障がい児福祉計画（素案）の全体像を御覧ください。

初めに、左側の趣旨と策定根拠についてです。本計画は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の規定により、障害者等の権利擁護の観点に基づき、障害者等が希望する生活の実現のため、地域として備えるべき福祉サービスの提供体制の在り方を定めるものであります。計画期間につきましては、法令に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を期間としております。

次に、真ん中の現状認識についてでございますが、本計画の策定に当たって踏まえるべき基礎情報を得ることを目的として、障害者数等の推移調査や、障害福祉サービス支給決定者の概況調査、障害福祉サービス事業所へのアンケート調査などを実施しました。

最後に、右側の目指すこととさせていただきます。本計画において目指すことにつきましては、2つの大

きな枠組みで構成されております。

1つ目が各自治体の計画策定に当たり、厚生労働省告示として示されている基本指針に基づく内容です。本件につきましては、第3章において、7項目の成果目標を掲げるとともに、第4章から第6章では、各成果目標を達成するために必要となる個々の福祉サービスの見込み量を示す、活動指標を設定し、現状と課題を踏まえた今後の取組の方向性を示しております。

2つ目が、国から策定指示を受けている成果目標のほか、本市の障害福祉の現状を踏まえて取組を進めるべき内容として、第7章において、4項目を目標として掲げております。このうち、障害福祉サービス事業所等における担い手不足対応は、昨今の状況に基づき、本計画において新規要素として追加した項目であるため、資料においてきちんと記載しております。資料の3枚目以降につきましては、計画素案の概要版となっておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

最後に、資料の1枚目に戻っていただきまして、今後のスケジュールについてでございます。本意見提出手続につきましては12月22日から1月26日までを期間として、市政情報コーナーや各支所、公民館、障害者福祉センター、障害福祉課などで資料を配布するほか、市ホームページへの掲載により、意見を募集する予定でございます。その後、寄せられた御意見等を踏まえ、所要の修正を行い、旭川市社会福祉審議会障害者福祉分科会の審議を経て、3月下旬には本計画を確定させる予定でございます。

次に、福祉タクシー利用料金等助成事業の見直し案に対する意見提出手続の結果につきまして、御報告申し上げます。お手元の資料を御覧願います。

本件につきましては、障害者の外出機会や社会参加の促進を図ることを目的として実施している本事業の対象者や、助成額などに課題があることから、見直し案を作成し、本年9月1日から10月2日までを期間として、意見提出手続を実施したところでございます。その結果、個人から14名、1団体から30件の意見が寄せられたところでございます。御意見の概要につきましては、対象者の拡充や、タクシー乗車券の増額に肯定的な御意見がある一方で、共通券の廃止やガソリンの助成額の半減に否定的な御意見があったところでございます。

また、この見直しは、水道料金、下水道使用料減免制度の見直しに伴う代替施策の側面があるため、水道局が実施した意見提出手続の結果を踏まえた検討も必要であり、今後、関係部局との協議や、旭川社会福祉審議会障害者福祉専門分科会での審議を踏まえ、見直し内容を決定し、その結果を令和6年度予算案に反映させてまいりたいと考えております。

次に、身体障害者手帳情報とマイナンバーのひも付け誤りにつきまして、御報告申し上げます。お手元の資料を御覧願います。

まず、本件に関わります経過などの概要についてでございますが、他の自治体において、身体障害者手帳とマイナンバーのひも付け誤りが発生していることを受け、本年8月8日付けで厚生労働省から障害者手帳のひも付けを実施している全ての自治体に対し、個別データの点検依頼がありました。これを受け、本市の点検範囲として、厚生労働省から示された、住民票の登録がなく居住地特例により援護を行っている方、67人分について点検を行ったところ、身体障害者手帳の情報が別の人にひも付けされていたものが1件判明したところでございます。

次に、本市における身体障害者手帳とマイナンバーのひも付け方法でございますが、旭川市に住民票の登録がある方については、住民基本台帳システムとの連携により、自動的に処理されている

一方で、他市町村の福祉施設等に入所するためなどで転出されている、旭川市に住民票の登録がない方、いわゆる住登外者につきましては、職員が必要なデータを手入力した後に、ひも付けの処理を行っております。

今回判明した誤りの原因についてでございます。身体障害者手帳とマイナンバーとの情報連携導入に伴う一括登録時に、一人一人に付した仮の宛名番号をひも付け後に削除しなければならなかったところを、削除することを失念しており、その結果、その仮の番号が本年5月2日に新規に身体障害者手帳を取得した方の宛名番号の一部と一致してしまい、誤った情報が上書きされてしまったことによるものでございます。誤ってひも付けされた内容につきましては、身体障害者手帳の初回交付年月日、手帳番号、障害名などで、これらの情報の流出は確認されておりません。なお、仮の宛名番号については、全件削除するとともに、誤ってひも付けされたデータにつきましては、修正処理を完了しており、現在は適正な状態となっております。

最後に、再発防止策についてでございますが、住登外者の身体障害者手帳とマイナンバーのひも付けを行う際には、複数人による確認作業を徹底し、システムの適切な運営に努めてまいります。

以上、よろしくお願いいたします。

○高橋紀博委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○能登谷委員 ちょっとだけ。今、障がい福祉計画、それから障がい児福祉計画のパブコメなんかについての報告がありまして、それで、基本的にパブコメの在り方というか、どんなふうになるのかなということで1つ2つ聞いておきたいなと思うんですね。

1つは、パブコメをやるときに相当工夫が必要じゃないかなと思うことが最近多いんですね。特に、計画とか膨大な文書、これ、私たちも概要版しか見せられていないんですけど、実際はすごい膨大ですよ。それで、障害者団体もたくさんあるんだけど、そういうところの皆さんに書いてもらえるような工夫とか努力とか、そういうことは、意見をいただく努力は、この後されていくのでしょうか。

○高越福祉保険部次長 今回の計画の素案策定に当たりまして、概要版によって障害者団体にそれぞれ説明差し上げました。今後、意見提出手続においても、障害者団体に改めて素案という形で膨大な数でありますけれども、それを見ていただいて、また意見をいただくような形を考えております。

○能登谷委員 それで、そういう団体なんかにはぜひ、意見を寄せてもらえる努力をし続けたほうがいいと思うんですね。せっかくいろいろやっても1件とか2件とかね。本当にそれで市民意見いただいたことになるのかなと、形骸化しないかなということを心配しています。なので、本当にこれ、市民参加推進条例ではパブコメだけではなくて、市民参加の諮り方っていうのは定めていると思うんですね。こういう膨大な事業計画になるようなものが、パブコメでいいかどうか、市民参加の在り方が、それはちょっと今後、検討課題であるんじゃないかなと思うんですけども、それはどんなふうにお考えになってますか。

○高越福祉保険部次長 今までのパブコメのやり方の部分と、こういう膨大な計画の場合は、それぞれ細かな部分を見ていただく必要があるのかなとは思っています。今回、概要版をお示しして意見をいただいた上で、その素案をお示しするんですけども、その辺につきましては、いかにその中身を分かっていた上で意見をいただくかということは、検討していかなければいけないと思って

おります。

○能登谷委員 福祉タクシーのほうがむしろ身近なだけけれども、それでも、これぐらいの意見しか来ないと思うんですね。だから、もっと市民生活に身近なもので、意見を取りやすいものは、少しはもらえるかもしれませんが。今回のような事業計画とか、プロやマニアでないと分からないようなものっていうのは、ちょっと今後考えていってほしいなということを述べておきたいと思います。

それから、高齢者福祉と介護保険は、ただだね。この後だ。じゃあ、やめます。

○高橋紀博委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について、理事者から報告願います。

○松本福祉保険部保険制度担当部長 第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について御報告いたします。旭川市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画につきましては、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とする第8期計画が今年度で最終年度となりますことから、現在策定に向けた作業を進めております。令和6年度を始期とする第9期の旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関し、その概要、骨子並びに今後のスケジュール等につきまして、お手元に配付しております資料に基づき、御報告いたします。

初めに、資料の1枚目を御覧ください。策定の趣旨といたしましては、老人保健法に基づく市町村老人福祉計画と、介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画を一体のものとして策定しようとするものでございます。本計画は、高齢者の保健福祉事業を総合的に体系づけるものであり、また、持続可能な介護保険制度の運営のために、介護保険サービスの給付費等を見込み、計画期間のサービス基盤整備方針や介護保険料を定めるものでございます。策定に当たりましては、附属機関である社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会をはじめ、地域包括ケアシステム庁内推進委員会での協議等を踏まえながら進めてまいります。

次に、計画の骨子についてであります。資料の2枚目を御覧ください。計画の策定に当たりましては、国の基本方針において、新たな項目が記載をされてはいるものの、これまでの取組を大幅に変えるような大きな制度変更はなされていないことから、第8期計画を継承しながら、今日的な課題への対応を位置づけ、本市の地域包括ケアシステムのさらなる深化推進を図ってまいります。

次に、骨子の2ページ以降についてであります。こちらは計画の各章ごとの策定方針を記載しておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

最後に、資料の1枚目に戻っていただきまして、今後の予定でございます。本日御覧いただきました骨子に基づき、計画の素案を策定し、本年12月22日から令和6年1月26日までの期間で、市民の方々から御意見等を伺うための意見提出手続を予定しております。その後、この計画素案に対する所要の修正などを行い、附属機関の審議を経て、第1回定例会において、保険料率など介護保険条例の改正案及び令和6年度当初予算案を御審議いただき、令和6年3月末に本計画を正式決定する予定でございます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○高橋紀博委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○能登谷委員 それで今、旭川市高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の骨子ができたので、この後、意見提出手続に向かうということで聞いたんですけど。説明の中では、保険料率とか保険料については、第1回定例会の提案だということをお聞きしたと思うんです。ということは、今の時点ではそれは定まっていないということなんでしょうか。

○鳴海福祉保険部長寿社会課長 今の保険料の関係ですけれども、国のほうからもまだ示されていない部分があったりですとか、そういったものもありますので、現時点では算定できないような部分もあります。そういった中で、パブコメの段階では、考え方についてお示しをして、それに対して意見をいただくという形になろうかと思っております。

○能登谷委員 結局、国の参酌基準や何かが示されていないから、今、料率とか、金額までは言えない。だけど、その保険料率とか金額を入れなくて、市民意見を聞く意味っていうのはあるんでしょうか。

○鳴海福祉保険部長寿社会課長 まず、第8期計画をこれまで進めてきておまして、その評価結果に基づいて第9期計画に反映させていく部分もあるかと思っておりますので、今回の保険料率、一番そこは関心の高い部分ではあるんですけども、具体的な額ということはお示しできませんので、今の段階では、まず、考え方をお示しした中で意見を聞くという形になろうかと思っております。

○能登谷委員 だから結局、3年に一度の計画ですよ。その中で保険料も変わったりするってことで、市民の一番の関心事は、保険料だと思うんですよ。それがどうなるんだろう、高くなるのか安くなるのか。下がったことはないから、上がるのかそのまま据置きになるのか、そこが一番関心事なんだけれど、それ以外の事業計画、膨大なものを見せられて、理念とか、目標とか、施設の体系とか、それも確かに大事ですよ。どれぐらいのサービス供給量があるのかどうかってことが分からないと、安心して介護受けられるかどうか分からないので、それはそれで大事です。ただ1番、市民が直結して、考えなきゃならないのは保険料ですよ。そこを示さないで、12月22日から1か月くらい意見提出手続をするといっても、本当にこれこそ形骸化したものになりませんか。もっと何か工夫ができないでしょうか。

○鳴海福祉保険部長寿社会課長 確かに、一番の関心事はやっぱり保険料かと思うんですけども、それ以外にも今後の介護保険の計画、こういったものを進めていく部分においても、やはりこの市民の御意見、また、施設ですとか、介護事業所の関係団体ですとか、そういったところの御意見も、もちろん大事な部分ではありますので、今後、介護保険料が高くなるのかどうかというところは、市民にとっては一番の重要な部分ではあるかと思うんですけども、そこについても、今、物価高騰ですとか、そういった御時世でもありますので、そういったところも踏まえて、今後、市としてはこういうふうを考えていくという部分をしっかりと説明した中で、御意見を聞いていきたいと思っております。

○能登谷委員 事情は分かりますけれども、結局、今後やっぱり、部局としても、ぜひパブコメの取り方、市民意見の取り方については工夫してほしいと思いますが、市民参加推進条例を管理している部局は今日はいないんですけど、そこでもやっぱりちょっと市民参加の取り方、工夫してもらったほうがいいと思うんですね。こういう場合はパブコメが適している、こういう場合はいろんな事業説明会とかいろんなことで話を聞くとか、また、こういう場合はいろんな関連団体から話を

聞いた中で、施策に反映させる努力をするとか、もうちょっとやっぱり、さっきのも含めて課題があるんじゃないかなと思いますので、それはどこかで議論したいと思いますけれども、市民参加、この意見の取り方についても、今後の課題にしたいなと思っています。

以上で終わります。

○高橋紀博委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、新型コロナウイルス感染症について、理事者から報告願います。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 新型コロナの定点とワクチンについて御報告します。

お手元の資料の1、新型コロナウイルス感染症についてを御覧ください。グラフのとおり、本市の新型コロナの定点は6.23で減少傾向になりましたが、定点を基に推計しますと、1日当たり約70人の陽性者が出ている計算になります。また、資料にはありませんが、新型コロナによる入院者数は、病院内でクラスターが複数発生したことなどにより、11月中旬で140人にもなりましたが、今週は50人前後となっています。今後も、病院と連携を取りながら対応していきます。

一方、インフルエンザは流行しており、定点で申し上げますと27.77で、コロナの約4.5倍です。小児科では、1週間で170人以上が受診しているところもあります。さらに、プール熱や溶連菌感染症も増えています。今、申し上げた数値は、先週のもので、今週の状況を今、注視しています。新型コロナか、インフルエンザか、また、それ以外かは検査をしないと分かりませんので、とにかくうつらない、うつさないことが大切です。感染予防として、職場や家庭でもこまめな手洗い、場面に応じたマスク着用、換気を心がけていただくようお知らせしてまいります。

次に、2枚目の新型コロナワクチンの接種についてを御覧ください。表の1番右に、R5秋とあります。XBB対応ワクチン、秋開始接種は、6万1千60人となり、接種率は18.8%となりました。全国の接種率は15%程度ですので、本市は全国平均を上回っています。年代別では、色の濃い棒グラフが秋開始接種ですが、65歳以上の方の接種率が39.8%となりました。ワクチンについては、9月20日の接種開始以降、なかなか予約が取れないとの問合せがありましたが、先週あたりから予約の空きが出てきましたので、今後は予約しやすくなっていくと思います。

なお、12月上旬以降、新たに第一三共社製ワクチンの供給が開始され、国産ワクチンも使われる予定です。接種時期は来年3月末までですので、保健所またはコールセンターでお問合せに対応するほか、ホームページなどで周知してまいります。

○高橋紀博委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、「第3次健康日本21旭川計画(案)」に対する意見提出手続の実施について、「旭川市感染症予防計画(案)」に対する意見提出手続の実施について、「第2次旭川市自殺対策推進計画(案)」に対する意見提出手続の実施についての以上3件につきまして、理事者から報告願います。

○向井保健所地域保健担当部長 初めに、「第3次健康日本21旭川計画(案)」に対する意見提出手続の実施につきまして、御報告をいたします。

本計画の策定につきましては9月7日の本常任委員会で、策定の趣旨及び計画期間等について御報告をさせていただきましたが、その後、附属機関である旭川市保健所運営協議会の策定部会等において協議を行い、計画の基本方針につきましては、資料の1枚目になりますけれども、多様な主体による健康づくり、生涯を通じた健康づくり、集団や個人の特性に応じた健康づくりの3点とし、また、本市の健康課題等から、健康づくりに係る情報発信の強化、若い世代・働き世代の健康意識の向上の2点を重点テーマとして設定しております。健康づくりの取組を進めるに当たっては、自然と健康になれる環境づくり、ライフコースアプローチ、ICTの活用に関心をもちながら進め、推進してまいります。

なお、意見提出手続につきましては、令和5年12月22日から令和6年1月26日まで実施し、いただいた御意見などを踏まえた修正等を行い、旭川市保健所運営協議会における審議等を経て、令和6年3月末の策定を予定しております。

次に、「旭川市感染症予防計画(案)」に対する意見提出手続の実施につきまして、御報告をいたします。

本計画につきましては、令和4年12月9日付けで、いわゆる感染症法が改正され、都道府県だけではなく、保健所設置市においても、新たに感染症予防計画を策定することとなりましたことから、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、次の感染症危機に備え、感染症対策の一層の充実を図るものでございます。本計画の対象となる感染症につきましては、新しく認知された、局地的あるいは国際的に公衆衛生上の問題となる新興感染症を基本とし、新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に置いた内容としており、お配りしておりますA3資料の裏面になりますが、感染症の予防や蔓延に係る事項、検査体制の整備や保健所における体制の構築などの16項目について規定をしているところでございます。計画期間につきましては、令和6年度から令和11年度までの6年間としております。意見提出手続につきましては、令和5年12月22日から令和6年1月26日まで実施し、いただいた御意見などを踏まえた修正等を行い、旭川市保健所運営協議会における審議等を経て、令和6年3月末の策定を予定をしているところでございます。

次に、「第2次自殺対策推進計画(案)」に対する意見提出手続の実施について、御報告をいたします。本計画につきましては、平成31年3月に策定いたしました、現計画である旭川市自殺対策推進計画が、今年度で計画期間が終了しますことから、これまでの施策の推進状況や、国が令和4年10月に見直した自殺総合対策大綱を踏まえ、引き続き、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するために策定をするものでございます。

計画では、誰も自殺に追い込まれることのない旭川の実現を基本理念とし、悩んでいる人に気づき、声をかけるなどの適切な対応を図ることができる人である、ゲートキーパーとしての意識を市全体で醸成していくため、気づき、つながる、生きるを支えるまちへを計画の副題としております。

また、本市における自殺者の現状等から、高齢者を対象とした包括的な対策の推進、複合的な課題を抱える生活困窮者への対策の推進、働く人に対する対策の推進の3点を重点施策とし、自殺対策を支える人材の育成、生きるを支える相談・支援体制の充実、自殺に対する知識の普及啓発などの6点を重点施策として取り組んでまいります。

計画期間につきましては、令和6年度から11年度までの6年間としております。

意見提出手続につきましては、令和5年12月22日から令和6年1月26日まで実施し、いただいた御意見などを踏まえた修正等を行い、旭川市保健所運営協議会における審議等を経て、令和6年3月末の策定を予定しております。

以上、御報告申し上げます。

○高橋紀博委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、旭川市環境基本計画【第2次計画・改訂版】(第3版)(案)に対する意見提出手続の実施について、旭川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・第2版)(案)に対する意見提出手続の実施について、新・旭川市ごみ処理・生活排水処理基本計画【改訂版】(第3版)(案)に対する意見提出手続の実施についての以上3件につきまして、理事者から報告願います。

○富岡環境部長 環境部が所管しております旭川市環境基本計画【第2次計画・改訂版】(第3版)(案)、旭川市地球温暖化対策実行計画(区域施設編・第2版)(案)、新・旭川市ごみ処理・生活排水処理基本計画【改訂版】(第3版)(案)の3つの計画に関する意見提出手続の実施につきまして、御報告いたします。

初めに、旭川市環境基本計画【第2次計画・改訂版】(第3版)(案)についてでございます。お手元の資料を御覧いただきたいと思っております。1ページ目が意見提出手続の実施内容、2から4ページ目が本計画の概要となっております、1ページ目を御覧ください。

まず、旭川市環境基本計画の見直しの趣旨と計画期間でございますが、健全で良好な環境の保全と創造を掲げた旭川市環境基本条例に基づき、平成28年3月に策定した旭川市環境基本計画(第2次計画・改訂版)について、環境行政を取り巻く状況の変化に対応するため、施策の展開方向など、必要な見直しを行おうとするものでございます。

計画期間は平成28年度から令和9年度までの12年間とし、第8次旭川市総合計画との整合性を図りながら、4年ごとに見直しを行っており、今回は令和元年度に続き2度目の見直しとなっております。

次に、計画の概要でございますが、こちらにつきましては、2ページ目、旭川市環境基本計画【第2次計画・改訂版】(第3版)(案)の概要に沿って御説明いたします。2ページ目、中ほどにあります、見直しの方向性についてで行った上で見直しを行っております。主な見直しの内容といたしましては、プラスチック資源循環法の施行や、この後に御説明いたします新・旭川市ごみ処理・生活排水処理基本計画の改訂、地球温暖化対策推進法の改正などによる施策の展開方向や、定量目標などの変更及び追加となっております。なおございますが、計画の根幹となります、環境の将来像及び6つの環境の目標は維持し、現計画の点検、評価を、3ページ目以降につきましては、環境目標ごとの現状、課題、施策の展開方向、定量目標などについて要約して記載しておりますほか、環境目標を達成するために、市民、事業者、市のそれぞれが行動すべき事項を配慮指針として示した内容となっております。

続きまして、旭川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・第2版)(案)についてございま

す。お手元の資料を御覧いただきたいと思います。1ページ目が意見提出手続の実施内容を、2から3ページ目が本計画の概要となっており、まず、1ページ目を御覧ください。

計画見直しの趣旨でございます。本計画は、本市における温室効果ガス排出量の削減推進を目的として、地球温暖化対策推進法に基づき、平成27年10月に策定した総合的な計画でございます。昨今の国内外におけるカーボンニュートラルに向けた機運の高まりや、本市におけるゼロカーボンシティ旭川の表明など、低炭素社会から脱炭素社会への転換が進められていることを踏まえ、必要な見直しを行い、地球温暖化対策のさらなる推進を図ろうとするものでございます。計画期間は策定当初、平成27年度から令和9年度、西暦で2027年度までの13年間としておりましたが、国の地球温暖化対策計画などの改定を踏まえ、脱炭素の中間目標年次であります2030年、令和12年度までといたしました。

次に、本計画の概要でございますが、資料、旭川市地球温暖化対策実行計画（区域施設編・第2版）（案）の概要に沿って御説明いたします。主な見直しの内容といたしましては、2ページ目の計画の期間、目標のとおり、国や北海道の計画と整合した計画期間や目標値などと同様に改めるほか、3ページ目に記載しております4つの基本方針に基づいて取組を推進し、温室効果ガスの削減と併せ、環境と経済の好循環を目指して、様々な主体との連携、協力の下、取組を推進する、そのような内容となっております。

次に、新・旭川市ごみ処理・生活排水処理基本計画【改訂版】（第3版）（案）についてでございます。お手元の資料を御覧ください。1ページ目が、意見提出手続の実施内容、2から5ページ目が本計画の概要となっております。

1ページ目を御覧ください。まず、計画の見直しの趣旨でございますが、廃棄物の排出抑制及び適正な処理、生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を目的とした廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、平成28年3月に策定した旭川市ごみ処理・生活排水処理基本計画【改訂版】について、社会情勢の変化やごみ処理に関わる法制度の整備状況、これまで進めてきた施策の効果、有効性などを踏まえ、必要な見直しを行おうとするものでございます。

計画期間等につきましては、旭川市環境基本計画と同様の平成28年度から令和9年度までの12年間とし、今回の2度目の見直しを行うものでございます。

次に、主な計画の内容につきまして、2ページ目、新・旭川市ごみ処理・生活排水処理基本計画【改訂版】（第3版）（案）概要版に沿って御説明いたします。2から4ページがごみ処理基本計画、5ページが生活排水処理基本計画の概要となっております。3ページ目の第3、ごみ処理システムの検討を御覧ください。

1つ目の主な見直しは、資料中段になりますが、令和3年7月に旭川市ごみ処理施設整備基本方針を策定し、破碎・選別施設の導入見送りや近文清掃工場の再延命化、次期最終処分場の構造形式をオープン型にすることなど、ごみ処理施設整備の方向性に変更が生じたことへの対応となっております。

2つ目の主な見直しは、汚れたプラスチック製容器包装の焼却処理への移行や、プラスチック使用製品廃棄物のリサイクルの対応について、調査検討を進める内容を記載しております。

次に、4ページ目を御覧ください。資料には本計画の5つの数値目標を記載しておりますが、左上のごみ総排出量については、現行計画から目標値の変更は行わず、他の項目の目標値について必

要な見直しを行っております。

次に、5ページ目を御覧ください。生活排水処理基本計画につきましては、直近の実績等を基に推計した処理形態別人口や公共下水道事業計画などとの整合性を図る観点から、生活排水処理率等の最終目標値の見直しを行っております。

以上、各計画の概要等について御説明いたしました。これらの3つの計画に関わる意見提出手続につきましては、3つの計画ともに、令和5年12月18日から令和6年1月23日の期間で実施することとしております。また、市政情報コーナーや各支所、公民館などで資料を配布するとともに、市ホームページにも掲載する予定でございます。なお、提出いただいた御意見を基に必要な修正を行った上で、本年度中の改定を予定しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋紀博委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、市立旭川病院における新型コロナウイルス感染症への対応について、理事者から報告願います。

○木村市立旭川病院事務局長 市立旭川病院における新型コロナウイルス感染症への対応についてということで、今回、今年度上期分につきまして、配付をさせていただきました資料に基づき、御報告を申し上げます。

資料のほうを御覧いただきたいと存じます。本年5月8日から新型コロナの感染症法の位置づけが5類へと変更になりまして、医療機関等の対応が大きく見直され、また、社会経済活動は平常時への転換が進められた一方で、市内の新規感染者数は増加が続き、定点把握におきましては、第35週、8月28日から9月3日までになりますけれども、この間は21.69人、過去最多になりますけれども記録するなど、収束の兆しは依然として見えてきていない状況でございます。当院では今もなお、新型コロナを念頭に置いた診療を継続しなければならない状況が続いているというところでございますが、今年度上期分、10月を含みますけれども、当院の新型コロナ感染症の対応状況につきまして、順次御説明を申し上げます。

まず、1番、当院における新型コロナ感染症患者の発生状況及び対応状況についてでございます。5類移行後におきましては、外来診療における担当医師によるコロナチームを解散し、かかりつけ科での対応や、救急時は呼吸器内科、内科当番医の対応に変更するなど、診療体制については一部変更いたしましたけれども、入院診療、それから職員の感染対策につきましては、以前の2類相当時と同様の対応としておりまして、院内での感染拡大による診療体制の影響を最小限とする取組を継続しているというところでございます。一方で、市内における新規感染者につきましては、増加あるいは高止まり、下げ止まりとも言いますが、続いておりまして、当院職員の感染につきましても、それまで1週間当たり7人以下で推移していたものが、8月14日から9月17日までの各週で10人以上ということで急増いたしました。そうした状況もあり、9月には入院病棟におきまして、院内での集団感染が発生するなど、感染患者の状況によりまして臨機応変な対応を継続しているというところでございます。また、入院面会につきましては、5類移行とともに、それまでの禁

止から、時間や人数などの条件を設定した面会制限に変更いたしました。市内の感染者数、それから当院の状況から、7月31日から再び禁止ということにしておりまして、現在、今後の解禁の時期等について検討中でございます。

続きまして、2ページ目になります。感染症病棟の入院患者数についてということになります。5類への移行後におきましては、コロナ専用病床を12床確保しておりまして、また、国の方針として、確保病床によらない形となりました10月以降につきましても、コロナ専用病床12床体制を継続し、患者の受入れを行っているというところでございます。10月31日現在の延べ入院患者数は、疑い患者も含めて1万4千48人となっております。また、1日当たりの月平均患者数につきましては、下段の表1にお示ししておりますとおり、市内の感染状況を反映し、今年度4月以降、下げ止まりの状況が続いておりましたが、特に9月につきましては、院内の感染拡大の影響もありまして、確保病床数を超える患者数、数字だと16.6になりますけれども、こちらを記録したところでございます。

なお、資料には記載はございませんけれども、今朝の段階で、入院患者数につきましては、10人となっております。ここ2～3週間と比較しますと、増加傾向にあります。若干懸念をしているところでございます。

次に、3ページ目になります。病院全体の患者数についてでございます。まず、(1)の入院患者数につきましては、昨年度、令和4年度は、年度を通じて新型コロナの影響を大きく受けまして、病棟の一部休止などにより、低調に推移したというところでございますが、4ページ目の上段の表2にお示しをしておりますとおり、今年度、5類移行後におきましては、いずれの月も前年度を上回っているという、そういった状況でございます。ただ、見ていただくと分かるんですけども、コロナ禍以前の状況、患者数の状況には戻っていないというところがありますし、また、現状におきましては、休止をしている一般病棟がない、フル稼働の状況になっておりますので、さらなる回復を目指しているところでございます。

次に、3ページにまた戻りますけれども、中段の(2)外来患者数、こちらにつきましても、昨年度は入院患者と同様に年度を通じて新型コロナの影響を大きく受けたということで、外来診療の受付制限などにより、低調に推移したところでありまして、今年度においては市内の基幹病院の外来患者数も実は減少傾向にあるという中で、4ページ目の下の表3にお示ししておりますとおり、当院においては、僅かながらではありますけれども、昨年同時期よりも増加傾向にあるということになっていまして、さらなる回復を期待しているところでございます。

今年度、特に5類移行後の新型コロナへの対応につきましては、患者数の回復、コロナ禍による患者数の減、それを回復させるということを目指しまして、一般診療や救急医療の対応に軸足を置きながら、臨機応変に対応してきたというところでありまして、これまでの感染状況からは、依然としてやはり一定の新型コロナへの対応というのは続いている、そういった状況でございます。

一方で、病床確保料など、国からの交付金については、特に10月以降はほとんど見込めないというような状況もありますので、引き続き、感染状況に応じた患者対応を継続しながら、特に、入院患者数の回復に向けて最大限努力していくと、そういった考えでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○高橋紀博委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、以上で、予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前11時10分